

川崎市生活支援機器・施設内支援機器等モニター評価等支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者及び介助者（以下、「ユーザー」という。）が利用する生活支援機器・施設内支援機器の開発又は改良（以下、「開発等」という。）を行う企業に対して、ユーザーのニーズを的確に反映し、速やかな実用化を促進するため、介護・福祉施設等の協力のもと、モニター評価等の環境を整備することで、本市が進める産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造することを基本目標とするウェルフェアイノベーションを推進し、本市の産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 生活支援機器・施設内支援機器 心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある高齢者又は日常生活上の便宜を図ることが必要な障害者若しくは介助者が利用する製品・サービスとする。
- (2) モニター評価等支援事業所 生活支援機器・施設内支援機器（以下、「生活支援機器等」という。）の機能発揮に関すること、ユーザーとしての意見・要望、ユーザーの生活の質の向上に関すること等について、第3条のモニター評価等支援事業に協力する市内の介護・福祉施設等とする。

(モニター評価等支援事業)

第3条 市長は、生活支援機器等の開発等において、次の支援を行う。

- (1) アドバイス支援 生活支援機器等に精通した有識者及び学識経験者からニーズ、市場性、技術等の助言を行う支援
- (2) モニター評価支援 モニター評価等支援事業所の協力のもと、生活支援機器等に対するユーザーの意見聴取を行う支援

(モニター評価等支援事業所の登録)

第4条 市長は、モニター評価等支援事業所を募集する。

- 2 モニター評価等支援事業所への登録を希望する事業所は、モニター評価等支援事業所登録届出書（第1号様式）により市長に届け出るものとする。
- 3 市長は、前項の届出に基づき、モニター評価等支援事業所を登録する。

(登録の取下げ及び取消し)

第5条 モニター評価等支援事業所が登録の取下げを希望するときは、モニター評価等支援事業所登録取下書（第2号様式）により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の取下書の提出の有無に関わらず、モニター評価等支援事業所が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、モニター評価等支援事業所の登録を取り消すことができる。
 - (1) 事業活動を中止したと判断したとき
 - (2) モニター評価等支援事業に係る不誠実行為が判明したとき
 - (3) 公序良俗に反し、又はその恐れがあると認められるとき

(モニター評価等支援事業の実施)

第6条 モニター評価等支援事業の支援を受けようとするものは、モニター評価等支援事業申請書（第3号様式）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、別に定める基準により、モニター評価等支援事業の実施の可否を決定するとともに、実施する場合には、モニター評価等支援事業所のなかから実施機関を選出し、モニター評価等支援事業決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。
- 3 市長は、前項の決定に際し、必要があると認めるときは、ウェルフェアイノベーションフォーラムの運営に関する要綱第5条に基づくアドバイザー機関から意見を聞くことができる。

- 4 市長は、モニター評価等支援事業の実施にあたり、必要に応じて倫理審査委員会を開催することができる。倫理審査委員会に関する規定は別に定める。
- 5 モニター評価等支援事業の実施にあたっては、申請者とモニター評価事業所等で損害等に関する事項について、事業開始前に書面で取りかわすものとし、市長は損害等の責を負わない。
- 6 市長は、モニター評価等支援事業所が行なった支援について、詳細な報告を求めることができる。
(庶務)

第7条 この要綱の実施に関する事務は、経済労働局イノベーション推進部において処理する。
(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経済労働局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。